

令和7年度 地域包括支援センターの 運営体制について

令和7年2月20日
柏市地域包括支援課

令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「柏市地域包括支援センター運営方針」を定めている。

(根拠法令：介護保険法第115条の4第1項・施行規則第140条の67の2)

- 運営方針の構成は次のとおり。

- 1 基本的運営方針
- 2 業務実施方針
- 3 区域ごとの重点事業
- 4 市及びセンター間の連携

<修正の方向性>

- ・構成に変更はなし。
- ・国の動向を反映し、個別ニーズに合った支援を行う旨を追記

令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの推進

市が第9期柏市高齢者いきいきプラン2-1に掲げる基本理念に向け取り組むなかで、センターは地域包括ケアシステムの中核的機関として、市や関係機関とともに、地域包括ケアの推進に努める。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、多様な組織・機関と相互に信頼関係を築き、高齢者の実態把握や情報収集を行うとともに、様々な活動を通じてネットワークを強固にする。

(3) 事業評価を通じた機能強化

高齢者が増加するなか、センターが適切に機能していくため、運営協議会等を通じて、業務状況を把握・評価し、事業の質向上に向け、必要な改善を図る。

(4) 公正性及び中立性の確保

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の特性や意欲、意向を踏まえた事業者紹介を行う。

令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針

2 業務実施方針

センターが行う各業務の方針を取組みの視点とともに記載

(1) 介護予防ケアマネジメント業務
生活支援体制整備事業を有効活用する

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント
支援業務

(2) 介護予防業務

(6) 生活支援体制整備事業
生活支援コーディネーターと連携して地域
資源とのマッチングを目指す

(3) 総合相談支援業務
地域包括支援センターの周知を行う

(7) 認知症総合支援事業，認知症
高齢者見守り事業，認知症サポ-
ーター等養成事業

(4) 権利擁護業務

(8) 地域ケア会議推進事業

赤字が追加項目 ※ 具体的内容は参考資料 1 及び 2 を参照

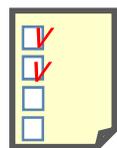
令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針

■参考：認知症早期発見事業

市民が自分自身や家族の状態の変化にいち早く気づき相談することで、認知症の重症化の防止につながるよう、新たに認知機能の状態を確認できる簡易チェックツールを活用する。

チェックツール 本人や家族がいつでも認知機能を簡易チェック

セルフチェックができる「本人用」と家族など周囲の人が行う「家族用」のチェックリストを提供し、気がかりな結果の場合には相談先を案内。



リーフレット

地域包括支援センター等、各地域で配布



チェックサイト

スマートフォンやパソコンからチェック

人を介した活用 多様な機会に簡易チェックツールを活用

講座や通いの場、啓発イベント、相談など、認知症予防の各事業において、人から人へ気づきや相談につながるツールとして活用。

**認知症
サポーター養成**
ツールの活用を伝えながら支援者を養成

地域で啓発
アルツハイマーデー啓発事業等で呼びかけ

出前講座
各地域で具体的なチェック項目等を紹介

総合相談
地域包括支援センターの相談で簡易チェック



本人や家族が早期に相談へ

令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針

3 区域ごとの重点事業

担当圏域の各種データや調査結果等から地域特性を把握するとともに、収集したデータの分析等から地域課題を抽出する。

地域課題は住民と共有しながら解決に向け検討し、その対応策を重点活動として事業計画に位置づけ、計画的に取り組む。

4 市及びセンター間の連携

市は増大するセンターの負担軽減に配慮しつつ、センターが期待される役割を発揮できるよう適切に連携を図る。

第9期プランにおける各種施策の推進、センター業務の適切な運営、市とセンターの役割調整等を行う機会として、会議を定期的に行う。

(1) センター長会議

(2) 専門職連携会議

ア 医療職会議

イ 社会福祉士会議

ウ 主任介護支援専門員会議

エ 認知症地域支援推進員会議

(3) センター連携会議

令和7年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(1) 委託仕様（主な事業内容①）

【介護予防ケアマネジメント業務】 要支援者・事業対象者への支援
適切なアセスメントにより、利用者の自立・重度化防止の視点に立ち、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを行う。
※ケアマネジメントの一部を委託する場合は6割を目安とする。



【一般介護予防事業】 フレイル予防活動の推進

フレイルチェック講座等のあらゆる機会を捉え、多職種との連携を図りフレイル予防の普及啓発を進める。その際には認知症の早期発見・早期対応の視点も踏まえる。さらに、地域主体の多様な活動が継続できるよう、現場への訪問等を通じて支援する。



【総合相談支援業務】 月～土曜日の窓口開設

支援が必要な高齢者や家族等からの相談を受け、適切な情報提供や支援を行う。また、他分野の支援機関との関係構築や連携強化を図り、複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援の一端を担うとともに、受けた相談や収集した情報を分析し地域の課題把握を行う。困りごとが重篤化する前に相談できるよう、地域包括支援センターの更なる周知を行う。



【権利擁護業務】 権利擁護への対応・普及啓発

成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防について、関係機関と連携し普及啓発を行うほか、施設への措置入所実施に対する協力や困難事例への対応を行う。



赤字下線部が修正内容 ※ 具体的内容は参考資料3及び4を参照

令和7年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(1) 委託仕様（主な事業内容②）

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別指導・相談支援のほか、資質向上のための研修等の実施、社会資源等の情報提供を行う。また、地域で包括的・継続的なケアを実施するため、各関係機関との連携を支援する。



【生活支援体制整備事業】 高齢者が安心して暮らせる体制づくり

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて地域の協議体を連携する。また、地域支えあい推進員と連携し、たすけあいサービス等の利用促進や社会資源開発への提案等、地域の実情に応じた生活支援の体制構築に努める。



【認知症総合支援事業等】 認知症の相談支援，見守り体制の構築

認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場の開催や正しい知識を伝えるための講座等による普及啓発を行う。また、かしわオレンジSOSネットワークへの登録を推進し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。



【地域ケア会議推進事業】 地域での課題の解決策を検討

医療・介護等の専門職や民生委員・ボランティア等の地域関係者により、高齢者等が抱える個別の問題や地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討する。



その他 センター長の役割及び、個人情報漏洩発生時は所定の報告書を速やかに市に提出する旨追記

令和7年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(2) 人員体制（配置基準）

【常勤職員※1】

3職種（保健師等，社会福祉士，主任介護支援専門員等※2）を1人当たり高齢者人口の状況が概ね1,500人以下となるよう配置(※3)

※1 1名はセンター長，1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねる

※2 介護保険法施行規則等の改正による主任介護支援専門員に準ずる者の配置基準の見直しを反映

見直し内容：「主任介護支援専門員に準ずる者について、センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者」を新たに規定

※3 ①第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

②センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数をセンターに配置すべき3職種の常勤職員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。質の担保の観点から、当該センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

令和7年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(2) 人員体制（配置基準）

※3 ②イメージ図



【非常勤職員（プランナー）】

- ・センターが担当する介護予防プラン数に応じた人数を配置
- ・週3日勤務相当職員は25~30件，週4日勤務相当職員は33~40件を目安に担当 ※常勤職員は5~10件を目安に担当

【非常勤職員（事務補助員）】

月12日以内かつ週20時間以内 で1名配置

令和7年度柏市地域包括支援センター運営体制

令和7年度の運営体制は次のとおり。法人からの継続意向や今年度第1回運営協議会にて適切なセンター運営である評価をいただいたことから、現受託法人へ継続して委託する予定。

センター	担当地域	運営委託予定法人	人員体制 ※1				高齢者人口※2
			常勤	プランナー	事務補助	計	
柏北部	田中	(福)真和会	6	4	1	11	9,111
柏北部第2	西原, 柏の葉	アースサポート(株)	5	4	1	10	7,344
北柏	富勢	(公財)柏市医療公社	5	4	1	10	7,564
北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	(公財)柏市医療公社	7	3	1	11	9,490
柏西口	豊四季台	(福)豊珠会	6	7	1	14	8,393
柏西口第2	新富, 旭町	(福)豊珠会	5	4	1	10	7,749
柏東口	柏中央, 新田原	(福)生活クラブ	7	5	1	13	10,185
柏東口第2	富里, 永楽台	ミアヘルサ(株)	5	2	1	8	7,684
光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	(医)昌擁会	8	5	1	14	11,353
柏南部	南部, 藤心	(医)昌擁会	8	3	1	12	12,469
柏南部第2	増尾	アースサポート(株)	5	2	1	8	7,436
沼南 ※3	風早北部, 風早南部, 手賀	(福)柏市社会福祉協議会	8	4	1	15	14,979
沼南ブランチ			2	—	—		
合計			77	47	12	136	113,757

※1 赤字は定数増 ※2 高齢者人口はR6.10.1現在 ※3 沼南と沼南ブランチの職員は流動的に勤務

令和7年度柏市地域包括支援センター業務委託

委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
委託料の構成は次のとおり。

区 分		内 容
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常勤 給料, 手当, 法定福利費, 退職手当引当金 ※処遇改善費は令和7年度より廃止
		非常勤 賃金, 通勤費及び社会保険料 (上限あり)
	事務費 高齢者人口に応じた固定額(482万~502万円)	
	施設賃借料等 事務所賃料・駐車場賃料等の実額	
介護報酬費 (精算あり・B)		予防プラン作成による収入額
業務委託料 (A - B)		運営費から介護報酬費を差し引いた額

物価高騰に
対応するため
増額